



平成23年5月20日

各位

会社名 横浜ゴム株式会社
代表者名 代表取締役社長 南雲 忠信
(コード番号5101 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 総務部長 長田 実
(TEL. 03-5400-4500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月20日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催予定の第135回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会長の選定にあたり、所要の変更を加え、経営体制のいっそうの透明性と充実を図るものであります。

2. 定款一部変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (議長) 第16条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれに当たる。</u>ただし、<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第3章 株主総会 (招集者および議長) 第16条 株主総会は、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u>ただし、<u>代表取締役が2名以上の場合または代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、それぞれの代表取締役または他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長若干名を選任する。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役社長1名を選定し、さらに取締役会長1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(代表取締役) 第25条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u> 2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、取締役のうちから、代表取締役若干名を選定できる。</u></p>	<p>(代表取締役) 第25条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、若干名選定することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成23年6月29日

定款変更の効力発生日 平成23年6月29日

以上